



26便020348

第1620001号

東

26,6,11

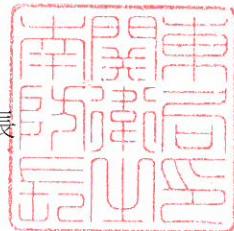
逗子市

南防第3487号

平成26年6月11日

逗子市長 殿

南関東防衛局長



FAC3087 池子住宅地区及び海軍補助施設の一部土地の
一時使用について（照会）

申請のあった本件について、施設分科委員会に提案したところ、今般、米側から別紙のとおり条件を付して同意する旨の回答がありましたので、内容を検討の上、貴見を得たく照会します。

添付書類：別紙

別 紙

- 1 公園のための一部土地等の共同使用に係る詳細は、共同使用開始前に、逗子市（以下「使用者」という。）、日本国政府及び在日米軍の各代表者間の現地実施協定により実施されるものとする。
- 2 当初の共同使用期間は、次に掲げる事由により早期に終了されない限り、日米合同委員会により承認された日から 5 年間とする。
 - 1) 日米両政府の代表者双方の同意によるもの
 - 2) 日米両政府の代表者いずれか一方による 60 日前までの共同使用終了に係る文書での通知によるもの
 - 3) 使用者が本覚書に規定された条件を遵守しないことによる合衆国政府代表者によるもの
 - 4) 在日米軍により決定された軍事上の必要性又は所要を理由とする合衆国政府代表者によるもの、又は
 - 5) 日本国政府への共同使用区域の返還によるもの
- 3 共同使用期間の延長は、日本国政府からの要請があれば、日米合同委員会に付託することなく、在日米軍司令部（J 4）がこれを許可することができる。
- 4 財産の使用に際しては、合衆国政府に費用の負担をかけないものとする。
- 5 共同使用は、在日米軍の活動を中断又は妨害しないものとし、別図 1 に示された区域に限られるものとする。
- 6 合衆国政府は、現地在日米軍代表者により決定される軍事上の必要性が生じた場合の優先的使用権を保持する。
- 7 在日米軍施設の移設に限らず、共同使用に係る全ての建設、運用、維持、修理又は撤去に際しては、合衆国政府に費用の負担をかけないものとし、在日米軍代表者により決定された、在日米軍が計画した又は将来の活動及び計画を妨げないものとする。使用者により整備された改良建造物が在日米軍の活動を妨げる場合は、合衆国政府に費用の負担をかけることなく、迅速に是正されるものとする。
- 8 理由の如何にかかわらず、日本の国、県又は現地の環境又は建築に係る基準、規則又は法律に従っていないあらゆる建造物は、合衆国政府に費用の負担をかけることなく、迅速に是正される。

- 9 共同使用に当たって合衆国政府の安全上及び運用上の基準を満たすために必要となるあらゆる建造物は、合衆国政府に費用の負担をかけることなく設置されるものとする。
- 10 日本及び米国の法律及び規則に従つた必須の定期検査及び維持管理が必要となる本共同使用に係るあらゆる設備について、合衆国政府ではなく、使用者が責任を負うものとする。
- 11 使用者は、日本の国、県及び現地の環境、安全、交通、消火・防火及び衛生に係る全ての法律及び規則に従うものとする。合衆国政府は、その遵守について責任を負うものではない。使用者は、全ての現地在日米軍規則にも従うものとする。
- 12 警備、安全、交通、出入り及びその他の管理措置については、在日米軍の活動へのあらゆる妨害や、使用者により行われる運用に起因するあらゆる事故を避けるため、また、当該共同使用区域への許可されていない立入りを防ぐため、現地在日米軍代表者と調整し、承認されるものとする。共同使用区域の警備は、使用者が占有を開始する日から、使用者が実施するものとする。
- 13 使用者は、上記第11項及び第12項の規定に従い、招待された者及び契約業者を含む共同使用区域への立入りを許可された全ての人員の行為について責任を負うものとする。
- 14 使用者は、いかなる改良建造物も、別図2に示された地下ユーティリティ上に設置してはならないものとする。
- 15 使用者が、既存の工作物とは別途又は切り離して、新たに建物、工作物、設備、改良建造物、ユーティリティ・システムその他の不動産を建設又は設置すること、また、既存の建物、工作物、設備、改良建造物、ユーティリティ・システムその他の不動産に対し、維持修理以外の変更及び追加を行うことは、現地在日米軍代表者との調整及び文書による事前の同意がなければ、実施されないものとする。かかる承認は、在日米軍の所要が満たされていることを確保するためのものであり、使用者の責任事項である技術上の妥当性を含むものではない。
- 16 使用者は、現地在日米軍代表者によって定められた基準に従い、合衆国政府に費用の負担をかけることなく、適切に共同使用許可区域を維持管理するものとする。
- 17 使用者による建設、運用、維持、修理又は撤去作業により、ここに許可される共同使用区域に損害が生じた場合は、使用者は、現地在日米軍代表者が受諾でき

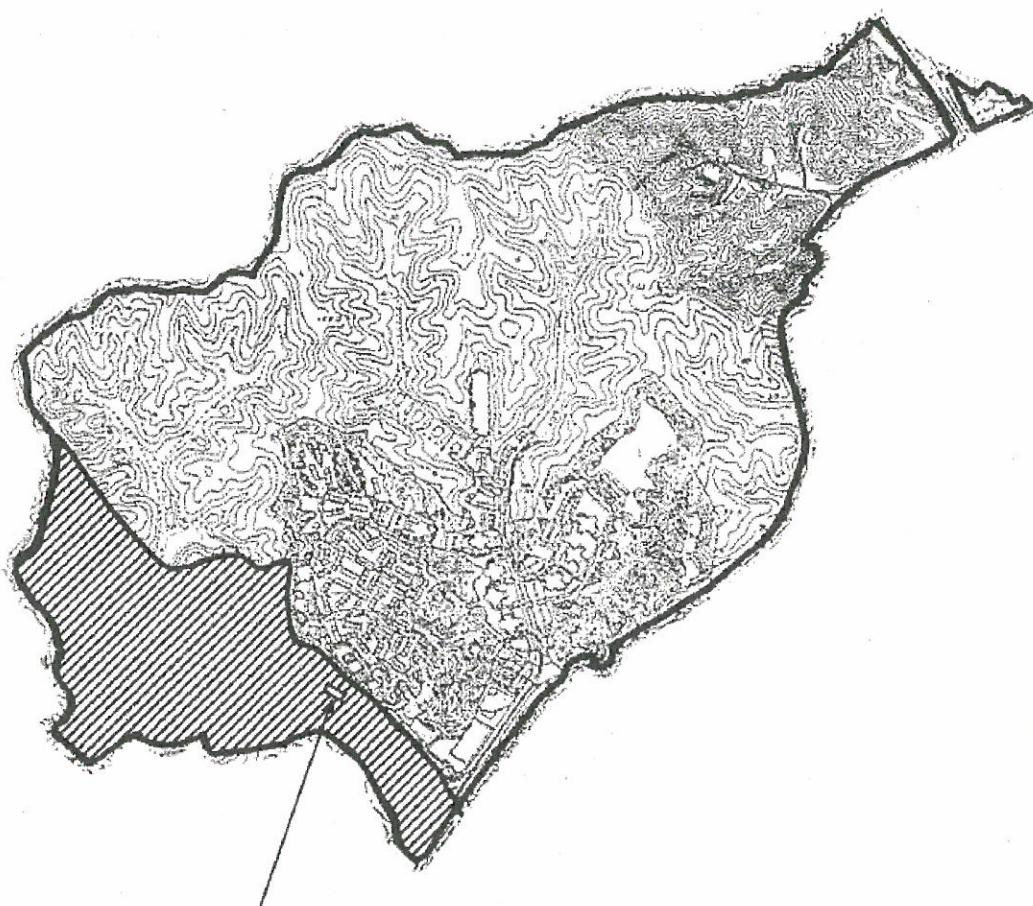
る方法で迅速に当該区域を原状に回復するものとする。かかる修復は、合衆国政府に費用の負担をかけないものとする。

- 18 合衆国政府によって提供されたユーティリティ、通信及び役務は、現地在日米軍代表者によって設定された料金及び手続に従い、合衆国政府に償還又は直接民間機関に支払われるものとする。これらは使用者によって設置及び維持される計量機器によるものも含まれるがこれに限定されない。
- 19 使用者の要請により提供された役務及び物資で、ここに記載されていないものの料金の償還については、現地在日米軍の規則に従うものとする。
- 20 当該施設・区域の日本国政府への最終的な返還に先立ち、共同使用の終了、満了又は放棄があった場合には、使用者が新設したいかなる建造物も使用者が撤去し、現地在日米軍代表者が指示する程度にまで敷地が回復されるものとする。使用者は、共同使用の終了前に、いつでも当該建造物を撤去することができるが、その場合には、合衆国政府に費用の負担をかけることなく、現地在日米軍代表者が指示する程度にまで敷地を回復することに同意するものとする。共同使用の終了後、合衆国政府が改良建造物を当地に残し、関連する施設・区域の一部とすることを要請する場合には、合衆国政府及び日本国政府は、日米地位協定第2条に従い協議を行うこととする。
- 21 合衆国政府ではなく使用者は、使用者の活動に起因する又は付随する人身傷害又は財産損害について責任を負うものとする。かかる傷害又は損害については、使用者が合衆国政府又は第三者に対して賠償するものとする。上記は、決して日米地位協定第18条の関連規定に影響を及ぼすものではなく、また、影響を及ぼすものと解されてはならない。
- 22 使用者は、利用される全ての区域を清潔に保つことについて、責任を負うものとする。現地在日米軍代表者は、使用者によって利用されるこれらの空間をいつでも検査する権利を保持する。
- 23 公園の運用（使用者による運動場のスケジューリングを含む。）については、現地在日米軍代表者と使用者との間の合意に従い、現地レベルで合衆国政府と調整される。
- 24 使用者は、国、県及び現地の自然・文化的財産に係る全ての法律及び規則を遵守するものとする。合衆国政府は、活動や新たな建設を計画する際には、自然・文化的財産との整合性を維持するため、その軽減、保全及び保護を奨励する。当初の共同使用期間中、現地在日米軍代表者は、自然・文化的財産に関連する日本

環境管理基準（J E G S）に従うためにこれまでに採られた措置に係る背景事情を示すための協議に応じる。

25 いかなる埋蔵文化財が発見された場合にも、使用者は、文化財に係る国、県及び現地の文化財に係る全ての法律及び規則を遵守しなければならない。合衆国政府は、現地教育委員会に限定されないが、そのような現地専門家に迅速に通知することを奨励する。当初の共同使用期間中、現地在日米軍代表者は、文化財保存に関連する日本環境管理基準（J E G S）に従うためにこれまでに採られた措置に係る背景事情を示すための協議に応じる。

FAC3087池子住宅地区及び海軍補助施設
Ikego Housing Area and Navy Annex, FAC 3087



共同使用要請建物
Building requested for joint use

 : 共同使用要請区域
Area requested for joint use

別図 2

